

熱海市職員の懲戒処分等の公表基準

平成17年12月27日

熱海市職員に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合には、下記の基準により公表する。

1 公表の対象とする処分

地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）とする。

2 公表の時期

原則として、処分実施後速やかに公表する。

3 公表の内容

次の事項を公表する。ただし、刑事事件等で既に氏名等が報道機関等で公表されている場合には氏名等を含めて公表する。

(1) 処分日

(2) 処分の内容

(3) 処分の事由

(4) 被処分者の情報

- ・ 所属部名
- ・ 補職名
- ・ 年齢

4 公表方法

報道機関への資料提供により行う。

5 その他

職務に関する非違行為で刑事事件となっている場合等、社会的影響が大きいと判断される事案について、管理監督者に対して服務監督上の処分を行った場合は、その内容を公表する。

6 実施時期

この基準は、平成18年1月1日以降に実施した懲戒処分等について適用する。

(趣旨)

職員の非違行為等に対して地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合には、その再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たす観点から、原則としてその内容を公表するものとし、その基準を定めた。